

第二号議案

宿日直手当の額を定める規則の一部改正について

宿日直手当の額を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月十日提出

大分県教育委員会教育長 工藤利明

宿日直手当の額を定める規則の一部を改正する規則

宿日直手当の額を定める規則（昭和三十七年大分県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「、第二号及び第四号」を「から第三号まで及び第五号」に改め、同項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 大分県立国東高等学校に勤務する職員がその附属寄宿舎において生徒に対する生活指導等のために行う日直勤務

附 則

この規則は、公布の日（令和二年四月一日）から施行する。

提案理由

大分県立国東高等学校の附属寄宿舎において生徒に対する生活指導等のために行う日直勤務を宿日直手当の支給の対象としたいので提案する。

○宿日直手当の額を定める規則（昭和三十七年大分県教育委員会規則第三号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>第一条（略） （特殊な宿日直勤務等の額）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる宿日直勤務に係る宿日直手当の額は、勤務一回につき六千百円とする。ただし、<u>第一号から第三号まで及び第五号に掲げる宿日直勤務のうち、勤務時間が五時間未満の日直については、三千五十円とする。</u></p> <p>一 大分県立くじゅうアグリ創生塾に勤務する職員が大分県立久住高原農業高等学校の生徒等に対する生活指導等のために行う日直勤務</p> <p>二 大分県立香々地青少年の家及び大分県立九重青少年の家に勤務する職員が行う青少年団体等が集団宿泊訓練のため宿泊する場合における宿日直勤務</p> <p>三 <u>大分県立国東高等学校に勤務する職員がその附属寄宿舎において生徒に対する生活指導等のために行う日直勤務</u></p> <p>四 大分県立国東高等学校双国校、大分県立大分雄城台高等学校、大分県立大分鶴崎高等学校、大分県立佐伯鶴城高等学校、大分県立竹田高等学校、大分県立日田高等学校及び大分県立中津南高等学校に勤務する教育職員がその附属する集団宿泊研修施設において生徒の生活指導等のために行う宿直勤務</p> <p>五 大分県立海洋科学高等学校に勤務する教育職員がその附属寄宿舎の舎監として行う宿日直勤務</p> <p>3 （略）</p> | <p>第一条（略） （特殊な宿日直勤務等の額）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる宿日直勤務に係る宿日直手当の額は、勤務一回につき六千百円とする。ただし、<u>第一号、第二号及び第四号</u> に掲げる宿日直勤務のうち、勤務時間が五時間未満の日直については、三千五十円とする。</p> <p>一 大分県立くじゅうアグリ創生塾に勤務する職員が大分県立久住高原農業高等学校の生徒等に対する生活指導等のために行う日直勤務</p> <p>二 大分県立香々地青少年の家及び大分県立九重青少年の家に勤務する職員が行う青少年団体等が集団宿泊訓練のため宿泊する場合における宿日直勤務</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>三 大分県立国東高等学校双国校、大分県立大分雄城台高等学校、大分県立大分鶴崎高等学校、大分県立佐伯鶴城高等学校、大分県立竹田高等学校、大分県立日田高等学校及び大分県立中津南高等学校に勤務する教育職員がその附属する集団宿泊研修施設において生徒の生活指導等のために行う宿直勤務</p> <p>四 大分県立海洋科学高等学校に勤務する教育職員がその附属寄宿舎の舎監として行う宿日直勤務</p> <p>3 （略）</p> |

宿日直手当の額を定める規則の一部改正の概要

1 改正理由

大分県立国東高等学校に寄宿舍が設置されることに伴い、生徒に対する生活指導等のために行う日直勤務を宿日直手当の支給の対象とするもの

2 改正内容

特殊な宿日直勤務等の額を規定する規則第2条第2項に大分県立国東高等学校の寄宿舍での日直勤務を追加する。

- 業務内容 当該施設における日直勤務（16：30～20：30）
 ※大分県立国東高等学校の生徒に対する生活指導（食事、入浴及び清掃等の指導）等を行う日直業務
- 手 当 額 6,100円（勤務時間が5時間未満の日直については3,050円）

| 区 分 (手当額) | 現 行 | 改 正 後 |
|--------------------------|--|---|
| 第1条関係 (4,400円) | (通常の日直勤務) | (通常の日直勤務) |
| 第2条 第1項関係 (7,400円) | (特殊な日直勤務) | (特殊な日直勤務) |
| 第2条 第2項関係 (6,100円) | (特定公署の日直勤務) ・くじゅうアグリ創生塾 ・香々地、九重青少年の家 ・県立学校のセミナーハウス ・海洋科学高校の寄宿舍 | (特定公署の日直勤務) ・くじゅうアグリ創生塾 ・香々地、九重青少年の家 ・ <u>国東高校の寄宿舍</u> ・県立学校のセミナーハウス ・海洋科学高校の寄宿舍 |
| 第2条 第3項関係 (7,400円) | 12月29日～1月3日の 宿日直勤務 | 12月29日～1月3日の 宿日直勤務 |

※5時間未満の日直業務にかかる手当額は1/2

3 施行期日

公布の日（令和2年4月1日）